

政策整理番号 2

### 評価シート(B)

対象年度	H17	作成部課室	保健福祉部医療整備課	関係部課室	
------	-----	-------	------------	-------	--

政策番号	1 - 1 - 2	政策名	どこに住んでいても必要な医療や保健サービスが受けられる環境づくり
------	-----------	-----	----------------------------------

施策番号	4	施策名	精神医療体制の充実
------	---	-----	-----------

A - 3 - 1 施策の有効性:規則 § 6 3号

有効 **概ね有効** 課題有

【政策評価指標達成状況から】概ね有効  
 ・指標名:精神障害者の措置入院者の県内対応率 達成度 B  
 ・(達成状況の背景)前年度に比べて現況値は上がったものの、目標値とのかい離は前年度とほぼ同じ(マイナスとなっている。今後とも精神科医療救急システムの円滑な運営を行うとともに、更にシステム内容の充実(時間延長等)を図るための精神医療体制の充実を図る必要がある。  
 ・(達成度から見た有効性)目標達成まで2.2ポイント足りない状況であるが、ある程度施策の効果は認められる。

【政策満足度から】概ね有効  
 ・政策満足度は50点だが、満足度60点以上の割合は41.6%と一定の満足を得ているので、政策に対する施策の効果はあるものと判断できる。

【社会経済情勢を示すデータの推移から】該当なし  
 ・該当なし

【総括】  
 ・政策評価指標の目標値は達成していないものの、政策満足度はH17年度50点であり、本施策の一定の有効性は確認でき、概ね有効であると思われる。

### 施策を構成する事業の事業番号と種別

事業番号	種別	事業名	事業番号	種別	事業名
1	主	精神障害者救急医療システム整備事業	6		
2			7		
3			8		
4			9		
5			10		

主:宮城県総合計画第 期実施計画に掲載されている「主要事業」 重:重点事業のうち主要事業以外の事業

B - 1 施策実現にむけた県関与の適切性と事業群設定の妥当性:規則 § 6 1号, 4号

適切 **概ね適切** 課題有

【国,市町村,民間団体との役割分担】概ね適切  
 ・(国)各種法律等制度の枠組み整備、補助金等財政支援等  
 ・(県)一医療機関や一市町村で対応できず、また、採算ベースに乗らないなど緊急な医療を必要とする際のシステム整備  
 ・(市町村)社会復帰対策等、身近で利用頻度の高い保健サービスの実施  
 ・(民間団体)精神障害者に対する一般的な医療の提供  
 ・本施策に係る事業は、上記役割分担に沿って設定・実施されており、県の関与は妥当である。

【施策目的を踏まえた事業か】概ね適切  
 ・精神医療体制の充実を図るため、県の役割である緊急な医療を必要とする際のシステムとして救急医療システム整備に関する事業で本施策は構成されており、この整備を行うことで、精神医療体制の充実を図っていくことは妥当と思われる。  
 ・また、保健医療とは別に精神障害者の福祉施策として、施策名「障害者の地域での生活支援」において、精神障害者の生活の場・日中活動の場の整備等を県では行っており、精神障害者に対する事業は、「保健医療」及び「福祉」の両面の事業により構成されている。

【事業間で重複や矛盾がないか】概ね適切  
 ・目的、対象者に応じ事業が適切に設定されており、重複や目的が矛盾する事業はない。

【社会経済情勢に適応した事業か】概ね適切  
 ・緊急な医療を必要とする際のシステム整備は、県の役割であることが、国の法律で定められており、その意味からも適切な事業であると言える。

【施策重視度と満足度のかい離が大きいか】(事業の必要性)概ね適切  
 ・高い水準であることから、各事業の必要性は高いと判断する。

【総括】  
 ・施策目的、県の役割分担、事業体系から判断して本施策の事業設定は概ね適切であると思われる。

# 評価シート(B)

政策整理番号 2

施策番号	4	施策名	精神医療体制の充実
------	---	-----	-----------

## B - 2 事業群の有効性:規則 § 6 2号

有効	概ね有効	課題有
----	------	-----

【施策満足度から】課題有  
 ・施策満足度は50点と低調であり、事業の有効性を確認できない。  
 【政策評価指標達成状況から】概ね有効 「政策評価指標分析カード(4)ア」から抜粋  
 ・前年度に比べて現況値は上がったものの、目標値との乖離は前年度とほぼ同じくマイナスとなっている。今後とも精神医療体制の充実を図る必要がある。  
 【社会経済情勢を示すデータの推移から】概ね有効  
 ・精神障害者保健福祉手帳所持者数(仙台市除く)は、増加傾向にあること(H14年度2,514人、H15年度2,584人)や、当該施策を構成する事業の実施結果として、対応件数等が10,000件以上となっている。  
 ・精神障害者数が増加傾向にある中、継続して当該施策を行った結果、前年度より2.9ポイント上昇したことにより当該施策の有効性が確認できる。  
 【業績指標推移から】概ね有効  
 ・精神障害者救急医療システム整備事業  
 緊急な医療を必要とする精神障害者のために休日等の昼間は病院輪番制により、通年夜間は県立精神医療センター(17:00~22:00)において精神科救急医療体制の確保を図った。  
 ・精神障害者夜間等相談窓口運営事業  
 日曜・祝日等の昼間及び通年夜間において、宮城県援護案内に一般電話相談窓口を設置(H15.6開始)し各種相談に応じた。  
 ・上記のとおり、年間を通じて、安定的なサービス提供を行った。  
 【成果指標推移から】有効  
 ・相談件数は前年度とほぼ同件数ではあるが、対応件数は対前年度比1.2倍程度に増加している。

【総括】  
 ・成果指標が施策目的と同方向に推移しているにもかかわらず、施策満足度は低調である。  
 ・潜在的な需要が相当あるものの、施策満足度に事業群の効果が反映されていないものと思われる。  
 ・しかし、社会経済情勢や成果指標では一定の効果が認められることから「概ね有効」と判定する。

## B - 3 事業群の効率性:規則 § 6 3号

効率的	概ね効率的	課題有
-----	-------	-----

【政策評価指標達成度 業績指標・成果指標】概ね効率的  
 ・成果指標が増加しているにも関わらず、政策評価指標は目標値を達成していないが、政策評価指標の未達成要因は、短期間に措置入院の対応が必要となったことであり、当該精神科救急医療システムがない場合は、さらに措置入院対応率が低下することが予想されるため、政策評価指標と事業群の実施に伴う成果指標とは連動性があるものと思われる。  
 【社会経済情勢データ 業績指標・成果指標】概ね効率的  
 ・精神科救急医療システムを必要とする人は着実に増加しており、その流れと事業群は合致している。  
 【事業費に対する業績指標の割合(効率性指標)が適切か】概ね効率的  
 ・夜間相談窓口運営事業は、H16年度から1年間の通年事業となったもので、精神科救急医療システム及び夜間等相談窓口の効率性指標もほぼ横ばいとなっている。  
 ・効率性指標自体横ばいとなっているが、夜間相談窓口運営事業は事業費が減額であったにも関わらず、相談件数はほぼ前年と変わらなかった。また、精神科救急医療システムにおいても、事業費が減額であったにも関わらず、対応件数は1.2倍となっており、概ね効率的に事業が実施されているものと思われる。

【総括】  
 ・施策満足度と成果指標との相関は必ずしも相関があるとは言えないが、事業費に対する効率性等の分析結果から、事業群は概ね効率的に実施されているものと判断できる。

## B 施策評価(総括):規則 § 6

適切	概ね適切	課題有
----	------	-----

・事業群の設定、有効性、効率性とも、概ね適切であると判断できる。  
 ・しかし、施策満足度は低調であるため、夜間対応時間の延長など精神科救急医療システムのさらなる充実を図り、施策満足度の向上を図っていく必要がある。

政策整理番号 2

事業分析カード(業績)

対象年度	H17	作成部課室	保健福祉部医療整備課	関係部課室	
------	-----	-------	------------	-------	--

政策番号	1 - 1 - 2	政策名	どこに住んでいても必要な医療や保健サービスが受けられる環境づくり		
------	-----------	-----	----------------------------------	--	--

施策番号	4	施策名	精神医療体制の充実		
------	---	-----	-----------	--	--

活動(事業) / 活動(事業)によりもたらされた結果								
事業番号	事業名 【担当課室名】	H17 事業費 (千円)	事業の対象 (誰・何を対象として、具体的に)	事業の手段(内容) (何をしたのか、具体的に)	業績指標名 (事業の活動量。「事業の手段」に対応)	H15	H16	H17
						事業費(千円)		
						効率性指標 (3.5E-02は $3.5 \times 10^{-2}$ )		
1	精神障害者救急医療システム整備事業(精神科救急医療システム整備事業)【障害福祉課】	108,302	精神障害者	緊急な医療を必要とする精神障害者等のために精神科救急医療体制を確保	実施日数	304	365	365
						108,172	110,236	108,302
						2.8E-03	3.3E-03	3.4E-03
1	精神障害者救急医療システム整備事業(精神障害者夜間等相談窓口運営事業)【障害福祉課】	7,177	精神障害者	休日及び夜間において、精神障害者及び家族からの電話相談に対応	実施日数	304	365	365
						5,484	7,248	7,177
						5.5E-02	5.0E-02	5.1E-02
3	[ ]							
4	[ ]							
5	[ ]							
6	[ ]							
7	[ ]							
8	[ ]							
9	[ ]							
10	[ ]							
	[ ]							
	[ ]							
	事業費合計	115,479						



対象年度	H17	作成部課室	保健福祉部医療整備課	関係部課室	
------	-----	-------	------------	-------	--

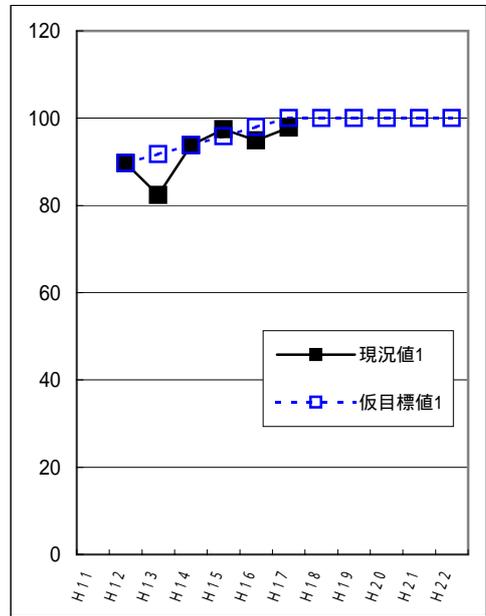
政策番号	1 - 1 - 2	政策名	どこに住んでいても必要な医療や保健サービスが受けられる環境づくり
------	-----------	-----	----------------------------------

施策番号	4	施策名	精神医療体制の充実
------	---	-----	-----------

(1) 政策評価指標の推移

政策評価指標名		単位						
精神障害者の措置入院者の県内対応率		%						
目標値	難易度	H17	100					
		H22	100					
評価年	初期値	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
測定年	H12			H13	H14	H15	H16	H17
現況値 (達成度判定値)	89.70	...	...	82.40	93.80	97.50	94.90	97.80
仮目標値	89.70	...	...	91.79	93.82	95.88	97.94	100.00
達成度				C	B	A	B	B

政策評価指標値の推移(グラフ)



難易度: (トレンド型目標 実現が可能), (中間型目標 実現が困難), (チャレンジ型目標 実現がかなり困難)

(2) 指標の選定理由

精神障害者は、精神疾患の急激な発症や精神症状の悪化等により、措置症状を呈すことにより措置入院が必要となる場合又は、それ以外にも緊急な医療を必要とすることがあり、これらに対する適正な医療が提供できるような体制が県内に確立していることが望ましい。

(3) 施策満足度の推移

年度	H17	参考: 第2~4回の推移	H16	H15	H14			
施策重視度(中央値、点)A	80	施策重視度 A	76.5	80	80			
施策満足度(中央値、点)B	50	施策満足度 B	50	50	50			
かい離 A-B	30	かい離 A-B	26.5	30	30			
満足度60点以上の回答者割合(%)	36.0	満足度60点以上の回答者割合	37.1	32.7	34.0			

第5回県民満足度調査は調査票の様式を見直して実施しました。第2~4回の調査結果は第5回の調査結果と同列に扱うことができないため、参考記載としています。

(4) 政策評価指標の妥当性分析

ア 達成状況の背景(未達成の場合はその理由等)・今後の見通し

達成度: B  
 ・前年度に比べて現況値は上がったものの、目標値とのかい離は前年度とほぼ同じマイナスとなっている。24時間安心して医療を受けることを可能とすることを目指し、今後とも精神科医療救急システムの円滑な運営を行うとともに、更にシステム内容の充実(時間延長等)を図るための医師確保等精神医療体制の充実を図る必要がある。

(5) 政策評価指標の妥当性の検証(総括)

存続 要検討

[施策の有効性を評価する上で適切な指標か]  
 ・精神障害者に対する医療の提供は、民間医療機関を中心として行われている。  
 ・一方、措置入院への対応に代表される救急医療への対応については、採算ベースにのるものではなく、民間医療機関での対応は困難なため、県の積極的な関与のもとで、その充実が求められている。  
 ・措置入院者への対応率を指標とすることによって、県における精神医療体制の充実の程度が判断できるものと考えられる。

# 施策・事業展開シート(C)

政策整理番号 2

対象年度	H17	作成部課室	保健福祉部医療整備課	関係部課室	
政策番号	1 - 1 - 2	政策名	どこに住んでいても必要な医療や保健サービスが受けられる環境づくり		
施策番号	4	施策名	精神医療体制の充実		

## C - 1 評価結果から抽出される課題と対応策

[政策評価] 施策群設定の妥当性, 施策群の有効性  
・該当なし

[施策評価] 事業群設定の妥当性, 事業群の有効性, 効率性  
・該当なし

## C - 2 施策・事業の方向性

### 施策の次年度(H19年度)の方向性とその説明

方向性	拡充	維持	縮小
-----	----	----	----

[方向性の理由]

・精神障害者は、精神疾患の急激な発症や精神症状の悪化等により、措置症状を呈すことにより措置入院が必要となる場合又は、それ以外にも緊急な医療を必要とすることがある。今後も継続して精神科医療救急システムの円滑な運営を行っていく必要がある。

[次年度の方向性]

・24時間安心して医療を受けることを可能とすることを目指し、今後とも精神科医療救急システムの円滑な運営を行うとともに、更にシステム内容の充実(時間延長等)を図るための医師確保等精神医療体制の充実を図る必要がある。

### 主要事業・重点事業の次年度(H19年度)の方向性とその説明

事業番号	種別	事業名	H17決算見込額(千円)	方向性	方向性に関する説明
1	主	精神障害者救急医療システム整備事業	115,479	維持	H18年度以降も、精神科救急医療システムの円滑な運営を引き続き行うとともに、夜間受付時間の延長等さらにシステムの充実を図る必要がある。
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
		合計	115,479		